

規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十一月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本江滋二

- 一 総覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 総覧に供する期間 昭和四十一年十一月十一日から二十日間とする。
- 三 総覧に供する場所 西伯町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、総覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

昭和四十一年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十一年十一月十一日

一 日時 昭和四十一年十一月十四日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県庁
鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 鳥取県知事の選挙について

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる翌日)

胃ガン集団検診 (造影材を使用して
セントル×セントルのフ
イルムによる消化管
の撮影及び診断を行
なうもの)

に改める。

鳥取県告示第六百二十三号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に關し、次のとおり第二十期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和四十一年十一月十五日

鳥取県知事職務代理者

一 推薦する者の資格

鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二条の規定に適合する労働組合であること。

二 推薦される者の資格

労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

三 推薦手続

推薦書(様式1)に、次の書類を添えて所定の期間内に所轄労政事務所を経由して知事に提出すること。

1 労働組合登記申請書(様式1)

□ 組合規約
□ 労働協約

四 その他資格の立証に必要な資料

1 役員名簿

2 従業員数及び組合員数(男女別)

3 経理状況

4 福利厚生の援助を受けている状況

5 組合事務所の借用状況

(資格を立証するため、労働委員会に手渡しの上、労働組合登録審査申請書に付記する。)

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合は、順位を付すること。

五 推薦の期間

昭和四十一年十一月十五日から

昭和四十一年十一月二十一日まで

様式(1)

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

所 在 地

労働組合名

労働組合法施行令第21条第1項の規定により鳥取県地方労働委員会の

労働者委員の補欠候補者として次の者を推薦します。

昭和四十一年十一月十五日

第11回(昭和41年)第30条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 一

(「次の図」が、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置して縦覧に供する。)

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字西浜一七五七の二九七(次の図に示す部分に限る。)

II 保安林として指定された目的

1 風害の防備

III 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」が、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役

所に備え置して縦覧に供する。)

昭和四十一年十一月十五日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 岩 重

1 縦覧の期日及び場所

昭和四十一年十一月二十一日 午前十時から

鳥取市東町一丁目三三〇 鳥取県警察本部内(銀行七階)

鳥取県告示第六百一十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたがら、森林法(昭和二十六年法律

